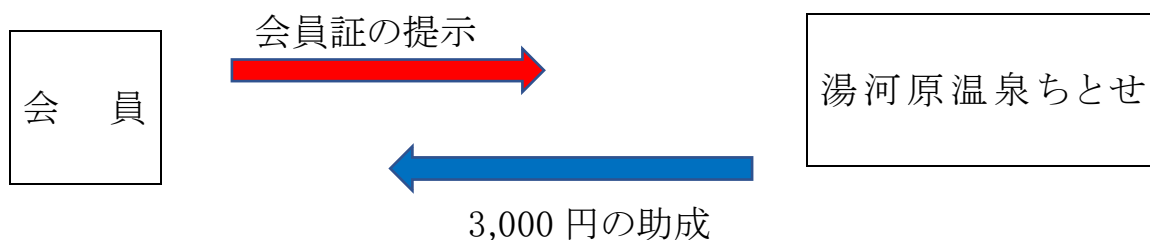


平成 30 年 10 月 1 日より、湯河原温泉ちとせの利用における
助成方法が下記のように変更されます。



① 会員等が湯河原温泉ちとせに予約を入れる際、神奈川県市町村職員年金者連盟の会員である旨を伝えてください。

② 宿泊当日、フロントにおいて『年金者連盟会員証』(9月中旬に交付)を提示することにより、3,000 円の助成が受けられます。

(今までの「保養所利用助成券」の提出が不要になります。)

なお、会員証を忘れた場合など提示できない場合は、助成が受けられません。

③ 会員証の提示による助成が受けられるのは、会員とその配偶者までとなります。

④ 年間での利用回数の制限がなくなります。